

平成26年 網走市議会
経 済 建 設 委 員 会 会 議 録
平成26年9月12日（金曜日）

○日時 平成26年9月12日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成26年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第8号 網走市能力開発センター条例の一部を改正する条例制定について
3. 請願第15号 泊原子力発電所1、2号機の再稼働反対とプルサーマル計画中止を求める意見書提出についての請願
4. 請願第22号 泊原発1、2号機の再稼働の断念等を求める意見書提出についての請願
5. 請願第31号 網走バス株式会社における労働争議の早期解決を求める請願
6. 請願第32号 網走バス株式会社における労働争議の早期解決を求める意見書提出についての請願
7. 請願第33号 安心・安全な公共交通を守るための請願
8. 請願第34号 安心・安全な公共交通を守るための請願
9. 陳情第23号 「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出」を求める陳情
10. 陳情第25号 「軽油引取税の課税免除特例措置の延長を求める意見書」の提出を求める陳情
11. 労働者派遣法改定及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書の提出要請
12. カジノ合法化に反対する意見書の提出要請
13. 秋季視察調査の実施について
14. その他

○出席委員（6名）

委 員 長	佐々木 玲 子
副 委 員 長	小 澤 陽 平
委 員	工 藤 英 治

栗 田 政 男

古 都 宣 裕

山 田 庫 司 郎

○欠席委員（0名）

○委員外議員（1名）

議 長	小田部 善 治
-----	---------

○傍聴議員（8名）

飯 田 敏 勝

井 戸 達 也

金 兵 智 則

近 藤 憲 治

高 橋 政 行

平 賀 貴 幸

松 浦 敏 司

渡 部 眞 美

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
-------	---------

経 済 部 長 兼

農業委員会局長	今 野 哲 男
---------	---------

水産港湾部長	河 野 宣 昭
--------	---------

建 設 部 長	石 川 裕 将
---------	---------

商工労働課長	田 口 徹
--------	-------

農 政 課 長 兼

農業委員会次長	川 合 正 人
---------	---------

港 湾 課 長	脇 本 美 三
---------	---------

都市開発課長	立 花 学
--------	-------

土木管理課長	高 橋 勉
--------	-------

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
---------	-------

次 長	吉 田 正 史
-----	---------

総務議事係長	岩 尾 弘 敏
--------	---------

係	菊 地 香 代 子
---	-----------

係	松 山 俊
---	-------

午前10時00分開会

○佐々木玲子委員長 おはようございます。ただい

まより経済建設委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが、議案2件、請願6件、陳情2件、要請2件の合計12件についての審査と、秋季視察調査の実施について御協議をいただきたいと思っています。

まず、議案第1号ですけれども、農業委員会所管分2件について説明から受けたいと思います。

○川合正人農業委員会次長 それでは、農業委員会所管の補正予算について説明させていただきたいと思っています。

議案資料の29ページをごらん願います。

平成26年度一般会計農地管理費の農地台帳システム整備事業の補正予算についてであります。補正の理由につきましては、平成26年4月1日に農地法が改正されまして、農地台帳の整備が法定化されたことに伴いまして、農地台帳システムの改修並びに固定資産税台帳及び住民基本台帳との照合システムの整備を行うため、それに係る経費について補正するものであります。

なお、補正額につきましては、歳出につきましてはシステムの改修に係る委託料139万4,000円を補正するものでありまして、財源につきましては全額が道の補助金となっており、歳入につきましても農地台帳システム整備事業補助金として139万4,000円を補正するものでございます。

続きまして、議案資料30ページをごらん願います。

平成26年度一般会計農地管理費の農地中間管理事業の補正予算についてであります。補正の理由につきましては、農地中間管理事業に関する法律の施行に伴い、農地中間管理機構であります公益財団法人北海道農業公社から市が農地中間管理業務の一部を受託することから、業務に関する経費を補正するものであります。

受託を受ける内容についてでございますが、農地の相談、農地の出し手の掘り起こしから利用調整、農地の確認、そして利用配分計画案の策定までを行うこととしております。

なお、補正額につきましては、歳出については記載のとおり合計で69万3,000円を補正するものであり、財源につきましては全額が農地中間管理機構である北海道農業公社からの受託収入となっております。

以上で農業委員会所管の説明を終わらせていただきます。

○佐々木玲子委員長 皆さんから質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 まず農地台帳システムの関係ですが、改正農地法の関係で台帳の整備と。従来も農地台帳はきっとあったと思うのですが、やはり大分中身というのは変わるのですか。

○川合正人農業委員会次長 農業台帳システムのほうは今農業委員会のほうでシステム化してございまして、内容的にはさほど変わるところもないのですが、追加事項としまして荒廃農地になった場合、その利用意向調査とかそういうところまで記載しているような形になっています。

基本的には今の農地台帳システムがそのまま使えると思うのですが、それが今法律も変わりまして、インターネット等で公表するということになりますので、そういう整合性を高めるということでシステムの改修をするということになっております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

インターネットでも公開する、そうするといろいろな方が見てということも含めて、いろいろな部分で動き出すということがあるということですね。

それと、農地中間管理事業で69万3,000円なのですが、業務内容からするとどのぐらいの業務量があるのか私もわからないのですが、相談とかいろいろ調整をしたり、最終的には計画案の作成も含めてということになると思うのですが、こうなると今の体制の職員の中でやるということにきつくなると思うのですが。69万3,000円というのはどうなのでしょう。か、正直言って見合う金額なのかということを少し心配するのですが。

○川合正人農業委員会次長 委託料の積算のほうなのですが、農地中間管理機構であります北海道農業公社のほうで積算をしていくということで、固定払いの部分と、その他実績払いというものもございまして、一応それは予算の中では実績払いのほうは予定件数を出しております。

今後ふえてくるということになれば、その件数、実績払いのほうは金額、委託料が上がってくると考えております。

○山田庫司郎委員 わかりました。

○佐々木玲子委員長 そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では次、4件農政課所管分がございますので、まず説明を受けたいと思います。

○川合正人農政課長 それでは、農政課所管の補正

予算について説明をさせていただきます。

まず、議案資料の31ページをごらん願います。
平成26年度一般会計農業総務費の青年就農支援資金貸付事業の補正予算についてでございますが、補正の理由につきましては、国の青年就農給付金準備型を活用し、新規就農を目指す就農前の研修段階にある青年等に対し、安定的かつ円滑に新規就農に向けた取り組みが図られるよう給付金が支給されるまでの期間に応じた給付金相当額を貸し付けるための経費を補正するものでございます。

事業の内容についてであります、次のページ、32ページをお開き願います。

1の趣旨であります、国の青年就農給付金準備型は、現在8月と2月の2回に分けてそれぞれ75万円ずつ給付されておりますが、その支給されるまでの間生活資金に係る不安を解消し、安定的かつ円滑に研修に専念できるよう貸付金制度を創設するものでございます。

貸付内容でございますが、貸付金額につきましては単年度に給付金として給付される金額150万円の2分の1以内、75万円を限度としております。

貸付方法としましては、給付金150万円を12で除した額12万5,000円を毎月末日に貸し付けることとしております。

償還方法につきましては、給付金支給日の月末に償還することとしております。

取扱金融機関はオホーツク網走農業協同組合としまして、市が取扱金融機関への全額預託をすることとしております。

融資金利は年率0.5%で、市は借受人に利子相当額を補給することとしております。

損失補償は連帯保証人2名に債務返済の履行を求めることとしておりますが、最終的に損失が生じた場合は市が損失補償することとなっております。

なお、貸付開始期日は平成26年10月を予定しております。

資料31ページに戻っていただきまして、補正額についてでございますが、貸付金として375万円を補正することとし、財源につきましては貸付金元利収入となっており、歳入についても青年就農支援資金貸付償還金375万円を補正するものでございます。

続きまして、33ページをごらん願います。

関連としまして青年就農支援基金貸付金利子補給事業の補正予算についてでございますが、補正の理由につきましては、先ほど御説明したとおり、貸付

事業により給付金が支給されるまでの間の期間に応じた給付金相当額の貸付をした者に対しまして、利子を補給するためにその経費を補正するものでございます。

融資金利は年率0.5%となっておりますので、市は借受人に対し利子相当額を補給することとしまして、利子補給金として1万円を補正するものでございます。なお、財源につきましては一般財源としております。

続きまして、34ページをごらん願います。

平成26年度一般会計農業振興費の経営体育成支援事業補助金の補正予算についてであります、補正の理由につきましては、国が直接支援する経営体育成支援事業を活用しまして、経営体が農業経営の発展、改善をするために農業施設の整備、農業機械などを導入する際に資金の融資を受ける場合、取得価格の10分の3かつ300万円を上限として助成するものであります。

また、融資を円滑に実施するために、農業信用基金から無担保、無保証人で保証が受けられるための経費についても助成を行うものであります。

本事業の内容でございますが、西部第2地区におきまして牛舎の補修整備、西部第3地区におきましてモアコンディショナー、リバーシブルプラウを導入する計画でございます。

なお、歳出、歳入ともに記載のとおり356万8,000円を補正するものでございまして、財源につきましては全額が道の補助金となっております。

続きまして、35ページをごらん願います。

平成26年度一般会計農業振興費の農業振興施設整備事業補助金の補正予算についてでございますが、補正の理由につきましては、オホーツク網走農業協同組合が実施主体となりまして、道の地域づくり総合交付金を活用した農業振興施設整備事業に対し、道補助金相当分を補助するために網走市が間接補助として補正するものでございます。

事業の内容についてでございますが、2カ所の施設整備を行うものでございまして、1カ所はバレイショでん粉の小袋詰め加工販売を今後進めるためにでん粉工場に金属探知機及びエックス線異物検出器を導入するもの、もう1カ所はナガイモの輸出促進を図るため、ナガイモの洗浄選別施設に製品の品質低下防止を目的としましたおがくずの箱詰め用パイプレーター、ナガイモ用金属探知機の導入並びにコールドチェーン化を図るための集出荷施設の輸送出

荷口の整備を行うものでございます。

なお、歳出、歳入ともに記載のとおり500万円を補正するものでございまして、全額が道の補助金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木玲子委員長 皆さんから質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 今説明いただいた青年就農支援資金貸付事業ですが、御説明があったように8月と2月しかもらえないということで、御苦労されていたという話を聞いていまして、いろいろ工夫されていたように聞いています。

そういう意味で、市独自だと私も思っていますけれども、こういう制度をつくっていただいたということで、私もいいかなと思っていますので、ぜひ賛成をしていきたいと思ひますし、それに伴う利子補給はもちろんですけれども、よい形での対応をしていただいたと思ひます。

それと、次の経営体育成支援事業等振興施設の整備事業の関係ですが、それぞれ中身をお聞きしまして、大変恥ずかしい話ですが、西部第3地区のリバーシブル何とかという話を聞いたのですが、具体的にどういうものなのでしょう。

○川合正人農政課長 西部第3地区で導入をする予定でありますリバーシブルプラウというのは、土を起こす機械でありまして、リバーシブルになっているので反対でもできるというような機械になっています。

○山田庫司郎委員 わかりました。

○栗田政男委員 山田委員のほうからもありましたけれども、青年就農支援資金の対応が非常に迅速にかつ適切な処理をされたと思っています。

ただし、この問題というのは基本的には国がきちんとした支給をしていただければ、市がこれだけ手を煩わさなくてもいいということなので、基本的には支給の方法に問題があると思うのです。

だから、その面に関して変更していただけるよう国等に要請をすることがまず大事ですし、それまでの間こういうシステムですけれども、それがないと、これから始めようという方は、あまり経済的に豊かな方でないということが前提にありますので、いろいろな状況の中で適切にやられていることは理解し適切と判断しますけれども、国等に対して要望をきちんと行って、適切なる時期にお金の支給ができるような体制に持っていただければと思ひ

ます。

○川合正人農政課長 今栗田委員の御指摘のとおり、支給が8月と2月になっておりますので、4月から就農の研修をするということになると8月までの間支給されないということもありますので、その給付時期につきましては、今後機会があるごとに制度のほうを早期支給していただけるように働きかけをしていきたいと考えております。

○佐々木玲子委員長 その他ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは次に、土木管理課所管分が3件ございます。

まず、説明をお願いしたいと思います。

○高橋勉土木管理課長 平成26年度一般会計土木総務費補正予算、環境対応車整備事業について説明させていただきます。

議案資料の36ページをお開きください。

1の補正の理由及び内容ですが、国の経済対策に伴い創設されたがんばる地域交付金を活用し、環境対応型公用車を整備しようとするものです。

現在使用しております車両は平成7年5月登録で、19年以上が経過しておりますことから、今回更新を行うものでございます。

補正額につきましては250万円で、歳出予算内訳は国庫補助金220万円、一般財源30万円であります。

なお、歳入予算の内訳等詳細につきましては、資料に記載しているとおりでございます。

続きまして、平成26年度一般会計道路橋梁費補正予算、除雪事業・ロードヒーティング管理事業について御説明いたします。37ページをごらんください。

補正の理由及び内容ですが、国の社会資本整備総合交付金の増額に伴い、財源の補正を行おうとするものです。

補正額であります。除雪事業で国庫補助金300万円の増額、一般財源300万円の減額、ロードヒーティング管理事業で国庫補助金1,720万円の増額、一般財源1,720万円の減額をそれぞれ行うものでございます。なお、歳入予算の内訳等詳細につきましては、資料に記載しているとおりでございます。

以上でございます。

○佐々木玲子委員長 ありがとうございます。

皆さんから質疑ございますか。

○栗田政男委員 国の補助金が出るということで、

環境対応車を入れるということで、これは今までも行ってきた事業ですけれども、この環境対応車という規定、これは何を指して言っているのか。具体的にもそれがわからないのであれば、どういう車を今回入れようとしているのかというのをわかる範囲で教えていただけますか。

○高橋勉土木管理課長 環境対応車をどう規定しているのかということですが、車種等は厳密には選定していないのですが、俗にいうハイブリット車の導入を予定してございます。

○栗田政男委員 この事業は、環境対応車を導入しないと対応できない事業なのでしょうか。

○高橋勉土木管理課長 がんばる地域交付金の事業の詳しい資料が手元にございませんですが、環境対応車の整備を進めると理解してございます。

○栗田政男委員 環境対応車といっても、例えばハイブリッドだけが環境対応車ではないということだと思うのです。

今クリーンディーゼルだとかいろいろな方法で、皆さんが一般的に言われている4つ星がOKだとか3つ星はだめだということが多分いろいろな条件の中にあるのだと思うので、このことはいいですけれども、今後こういう事例がたくさん出てくると思います。

そういう中で、市としての範囲というか、環境対応車にはこれとこれが該当するということぐらいはしっかり押さえて説明なさったほうがよろしいのではないかと思います。

以上です。

○大澤慶逸副市長 全体的な公用車につきましては財政課で押さえていまして、古い公用車から順次更新をしていくという計画を持っております。

その中で小型化、軽自動車化もどんどん進めていますし、また仕事の職種によっては軽自動車ではだめというところもありますので、普通乗用車等につきましても、それから軽自動車につきましても、燃費の効率がいいとか、二酸化炭素の排出が少ないとか、そういった観点で車両の更新を進めています。

今回は元気交付金という交付金をいただきますので、今まで計画していて年次のたったものから、そういった形で進めているということでございます。

○栗田政男委員 副市長のほうから答弁をいただきまして、それは決算審査特別委員会のほうで私も何度かお話しをしていますけれども、効率的かつその辺の管理をきちんと徹底したほうがいいというお話を

をしています。

順次やっているようですが、せっかく副市長からお話をいただいたので、お話しをしておきたいのですけれども、古いものを長く大事に使うことは大切なのですが、いろいろ見ていると本当はかなり寿命を過ぎているような車両も見受けられます。

そういうものはやはり多少コストがかかっても随時買い換えをしたほうが最終的なコストというのは安くなりますし、安全面その他も考えて。大事に乗られて穴があいても支障がないということなのでしょうけれども、そういう部分も適切に効率的に判断をされているのでしょうか。

軽自動車の導入等については、他市は本当に進んでいます。ただ網走ですから、この地域というのは全て軽自動車に対応しろというのは、山坂、郊外地域もありますので、いろいろな部分で厳しいのかなと思います。

その辺は適切に判断をされて、適切な対応をしていただければと思います。

○佐々木玲子委員長 よろしいでしょうか。

〔「よし」と呼ぶ者あり〕

では次に、港湾課所管分の説明をまず受けたいと思います。

○脇本美三港湾課長 それでは続きまして、議案資料の38ページをごらんいただきたいと思います。

平成26年度一般会計港湾施設災害復旧費補正予算、国直轄港湾施設災害復旧事業負担金について御説明申し上げます。

補正の理由と内容ですが、網走港北防波堤の5月16日から17日にかけての波浪によります被害につきましては、本年6月13日の当委員会において御報告申し上げたところでございます。

北防波堤の災害復旧につきましては、国直轄による対応をお願いしてきたところですが、その方向で御検討いただいてまいりまして、今回国直轄による災害復旧を行うことが決定いたしましたので、災害復旧事業に伴う負担金を追加しようとするものでございます。

補正額でございますが、歳出予算では負担金として530万円を追加し、歳入予算では市債として530万円を追加するものでございます。

災害復旧を行う箇所につきましては、39ページに記載してございます。

以上でございます。

○佐々木玲子委員長 質疑ございますか。

○山田庫司郎委員 直轄でということになったということは非常によかったと思っています。

ただ、一点だけ聞きたいのは、直轄事業費、全体の事業費というのは負担金530万円ですが、事業費というのは幾らぐらいなのでしょう。

○脇本美三港湾課長 直轄港湾の災害復旧に伴う市の負担率は20%でございますので、事業総体としては2,650万円ほどということになります。

○山田庫司郎委員 わかりました。

○佐々木玲子委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第1号につきまして質疑を終了いたしましたので、第1号議案について皆さんにお諮りしたいと思います。討論何かがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第1号平成26年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分につきましては、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、原案可決すべきものと決定をいたします。

○佐々木玲子委員長 次に、議案第8号網走市能力開発センター条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

まず、説明を受けたいと思います。

○田口徹商工労働課長 網走市能力開発センター条例の一部を改正する条例制定について、説明を申し上げます。議案資料の83ページ及び84ページをご覧ください。

初めに趣旨でございますが、日体大特別支援学校の設立に関連した網走市能力開発センターの移設に伴い、当該条例の所要の改正を行うものでございます。

次に、改正の内容ですが、網走市能力開発センターの移設に伴い、第2条の位置を網走市大曲1丁目6番1号から網走市大曲1丁目1番4号に変更しようとするものでございます。

施行の期日は平成26年10月21日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○佐々木玲子委員長 皆さんから質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第8号につきまして、討論何かがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、議案第8号網走能力開発センター条例の一部を改正する条例制定につきまして、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、原案可決すべきものと決定をいたします。

○佐々木玲子委員長 次に、請願の審査に入りたいと思います。

まず、請願第15号につきまして審査をしたいと思っておりますけれども、これは継続審査となっております。最初に提案されましたのが平成23年12月19日、以降これまで5回にわたって継続審査してきておりますけれども、ついては皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

○山田庫司郎委員 5回ほど議論する中で、まだ継続という状況ですけれども、御案内のとおり泊原発が今稼働していないわけで、今規制委員会の中で慎重な審査をされているという状況で、それに影響があるということの中で、北電の電気料の再値上げという申請が今出ていて、状況的には審査中であるというふうに思います。

それで、原発がとまることによって、火力発電を含めて電気料にある程度の影響があるというのはやむを得ない部分だと思いますが、妥当な率というのは別にして、そういう状況が出てくるということと、その原子力発電にかわる代替エネルギーをどうしていくかということが、国を含めての方向性が示されるべきだと思うのですが、今の政府は原子力推進の立場と言って過言でないと思うわけで、御案内のとおり東日本大震災によって福島原子力発電所がああいう形になって、全くとは言いませんけれども、対策を含めて対応が非常に難しくおこなれているということと、今後100年刻みの話になってくるといってお話もあるように、この原子力発電というのは、何かがあったときには大変な負の財産になるということをやはり言わなければならないと思っています。

そういう意味で、北海道の電気をどうするかという問題も側面では持っていますけれども、泊の原発はやはり稼働しないで、それにかわる電源エネルギー

一を確保していく、そういうことをきちんと考えていかなければならないと思いますので、ぜひ採択していただければと、このような思いで最初に発言をさせていただきました。

○佐々木玲子委員長 そのほかございますか。

○工藤英治委員 現状で泊原発稼働反対には、今しばらく様子を見させていただきたいと思います。

引き続き継続をお願いいたします。

○佐々木玲子委員長 そのほか。

○古都宣裕委員 私は採択でよろしいと思います。
以上です。

○佐々木玲子委員長 そのほかの委員の皆さんはいかがでしょう。

○小澤陽平副委員長 山田委員が言われたことも十分内容は理解できますが、今後第二、第三のエネルギーをどうしていくかという課題を解決していくには時間がかかると思いますので、また原発を持ってしまったということは、今後収束させるにしてもどういうふうに処理をしていくかという問題もありますので、その辺を含めまして、今は現状を注視したほうがいいのではないかとということで、継続審査とさせていただきます。

○佐々木玲子委員長 そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

そうしますと、この請願第15号につきましては意見の一致を見ませんので、継続としたいと思います。

○佐々木玲子委員長 次に、請願第22号泊原発1、2号機の再稼働の断念等を求める意見書提出についてを議題といたします。

○山田庫司郎委員 私の勘違いで一緒に議論したのかと思っていたのですが、これも先ほど言ったように私は賛成の立場でということで、もちろん採択の方向でということをお願いしたいと思います。

○工藤英治委員 大変かわかることも多い課題、問題でございますが、先ほどと同じように今しばらく継続で願いたいと思っております。

○小澤陽平副委員長 同じです。

○佐々木玲子委員長 小澤委員も継続で。

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ほかに意見がなければ、この請願におきましても意見が分かれるところですので、継続としたいと思います。

○佐々木玲子委員長 次に、請願4件の取り下げ願いが出ております。

請願第31号網走バス株式会社における労働争議の早期解決を求める請願、請願第32号網走バス株式会社における労働争議の早期解決を求める意見書提出についての請願、請願第33号安心・安全な公共交通を守るための請願、請願第34号安心・安全な公共交通を守るための請願、この4件につきましては、請願第31、32号は6月19日付にて、また請願第33号、請願第34号につきましては6月30日付をもって取り下げ願いが提出されております。

委員会として、取り下げ承認すべきものと決定をして、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、請願第31号、請願第32号、請願第33号、請願第34号につきましては、取り下げ承認すべきものと決定をしたいと思います。

○佐々木玲子委員長 次に、陳情新規2件が上がってきております。

1件目、陳情第23号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情についてでございます。

まず、皆さんから御意見を伺いたいと思います。

○小澤陽平副委員長 趣旨に賛同できますので、採択すべきものとさせていただきたい。

○工藤英治委員 採択でよろしいと思っております。

○佐々木玲子委員長 そのほかの委員はいかがでしょう。

○古都宣裕委員 私も採択の方向でお願いします。

○栗田政男委員 林業は北海道にとって密接な関係がある部分ですから、ぜひとも採択をしていただきたいと思います。

○佐々木玲子委員長 ほかによろしいでしょうか。

それでは、陳情第23号につきまして全会一致をもって採択すべきものと決定をいたしたいと思います、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、全会一致をもって採択すべきものと決定いたします。

○佐々木玲子委員長 陳情第25号軽油引取税の課税免除特例措置の延長を求める意見書の提出を求める

陳情についてを議題といたします。

○小澤陽平副委員長 こちらは基本的に道路を使用する者にかかるという認識でございましたので、こういう措置は延長するべきであると考えますので、採択するべきものであると考えます。

○山田庫司郎委員 平成27年で3年の延長が切れるということで、ぜひ延長をという陳情内容です。

今小澤委員からあったように、業種によってということはありませんけれども、漁業、農業を含めて、これがなくなると大変な状況ということはいえると思います。

当市もスキー場を持っているということも考えますと、やはりなるべく安いほうがいいということもありますし、それがかかることによって利用者に負担をかけるようなことなるべくないようにすることも考えますと、今回は索道協会から陳情が出ているわけですが、軽油引取税の課税免除の特例措置の延長を私も求めていますので、ぜひ採択の方でお願いしたいと思います。

○栗田政男委員 少し理事者側にお伺いをしたいのですが、私も新しい人間なのでこの始まりというのはわからないのですが、軽油引取税がこれだけ高額な課税をされた理由についてわかる方、畑違いなのでしょうけれども教えていただければと思うのですが。

〔「わかりません」と呼ぶ者あり〕

これは振興局の管轄ですが、どうも不思議な、軽油というのは非常にいい燃料なのですが、今環境に対しても負荷が少なくなりつつありますし、なぜこれほど高額の税金がかかっているのか。

これが、すなわち我々の物流からインフラから全部含めた中で、非常に負担になっています。現状の軽油の取引価格というのが、昔のガソリンをはるかに超えた状況にあるのです。

皆さんも知ってのとおり、大型トラック、トレーラー等は1日何百リットルという燃料を使うわけです。そういう中でこれだけの税金が課税されているということに対して、非常に疑問に思うことが前提です。

以前は私が営んでいるゴルフ場も非課税でした。ただし、去年、おとしぐらいに課税に戻りました。

いろいろなことで変更はされているということなのですが、どうも国の動きというのはこの免税軽油

を認めない方向に進んでいるような気がしてならないのです。

免税軽油のあり方云々というのは別のお話になると思うのですが、例えば今言われている圧雪車、全く道路を走らない急斜面を踏み固めるキャタピラーのついた作業車ですが、かなりの燃料を使うと聞いています。

もちろん急勾配を下ったり上がったり、それを圧雪しながらの話なので。今スキー場というのは非常にスキー人口が少なくなって、経営的にすごく苦しくなっているという中で、これが普通の燃料をたきなさいということになると到底維持できなくなるような状況というのは考えられるわけです。

この中に書いていますが、農業者、船舶、いろいろなものを含めて、ぜひとも免税措置というのは今後もずっと残していただかないと、とんでもないことになるということで、私は採択をぜひともしていただきたいと思います。

○佐々木玲子委員長 そのほかございますか。

それでは、陳情第25号につきましても、採択という意見が出ておりますので、これにつきまして全会一致をもって採択すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、決定させていただきます。

陳情第23号、第25号、2件とも採択となりましたので、意見書につきましては、後ほど皆様に御確認をいただきたいと思います。

○佐々木玲子委員長 次に、要請が1件継続のものがございます。

労働者派遣法改定及び労働時間上限撤廃など労働法制改悪に反対する意見書の提出要請でございます。

これは6月の議会で、継続となったものでございます。本要請につきましては、日本共産党議員団から提出され、6月6日開催の議会運営委員会において当委員会に付託されたものであります。

申し合わせによりまして、要請の受理があつて2回の定例会が経過しても結審に至らない案件は、審査未了とすることになっているため、本日の委員会でも結審しない場合は審査未了、廃案すべきものと決定されますので、そのことに念頭に置いて皆さんから御意見をいただきたいと思います。

○山田庫司郎委員 それぞれの立場がありますか

ら、いろいろな御意見があるとは思いますが、今労働者を含めた環境を考えたときに、非常勤、要するに正規の職員でないという方たちの労働者が、日本全国で割合が4割とかという話まで出くらい、そういう状況があるということをまず私どもは認識をしなければならないのだらうと思います。

それで、大きな企業でもいろいろな不当労働などがありまして、裁判になったりいろいろ整理をされている事実も含めて出てきているのが、現実だと思っています。

そういう意味で今回ここに出ているのは、労働者派遣法の改定及び労働時間上限撤廃の関係ですが、要するに時間外なども含めて、それは考えないでいいだろうという話が、逆に言うと企業側から出てきたという状況もあるのだらうというふうに思いますけれども、いろいろな意味で残業というのはその日にどうしても片づけなければならない仕事が残ってしまっ、それをやらなければならないという状況なわけですから、全部それも飲み込んで年間の給与の中で整理をするということは本当にどうなのかという問題もあると思います。

いずれにしても労働者の環境をきちんと安定した形で雇用するというのが一番大事だと思いますから、今回2回目でこれがもし通らなければということが委員長からありましたけれども、ぜひ網走市議会としては労働者の立場をきちんと守るということ、それがやはり日本の景気を支えていく、底支えというふうに私は思っていますから、ぜひ廃案にしないでいただいて、今回は採択をしていただければと、こんなふうに思います。

○佐々木玲子委員長 このほかどうでしょうか。

○工藤英治委員 労働者の立場を守る、これは当然大事なことでございます。

しかし、それと同時に経営者がどうやって立ち行くか、ここもやはり大事なので私としても片方の意見だけに賛同する今立場にないと、私自身そう思っております。

○佐々木玲子委員長 そのほかございますか。

○小澤陽平副委員長 労働者を守るということを大前提に、能力主義であったり職業の選択の自由というところを尊重していける制度の確立ということを前提に、派遣的なものは将来的には少なくとも正社員になれるような道をつくるとともに、一部には時間に縛られない能力でできるような仕組みをつくるというところが趣旨でございますので、この要請に

つきましては賛成できないという立場でございます。

○佐々木玲子委員長 そのほかいかがでしょうか。

○栗田政男委員 派遣自体が非常に社会問題になっているのは、認知しております。

むしろ派遣がどうのこうのというよりも、派遣を取り仕切る派遣会社のほうに、私は問題があるような気がしています。

過剰な賃金のピンはね等も多々あると聞いていますし、そういう部分がしっかりと法整備をされないとなかなか難しいのかなというふうに思います。

この派遣について、なぜふえたのかという前提を考えなくてはいけないと思うのです。やはり、これは不景気だったからこういう状況が生まれたのだらうと。バブル崩壊以降長い不況の中で、企業としては死活問題で派遣を選択した。それまで終身雇用できちんと雇用していた会社もたくさんあったはずなのですが、それに耐えられなかったということがあるのです。

ここに書いてある1日8時間、週40時間、よく聞いた内容です。ただし、私の個人的見解からいうと、この時間で本当に企業は発展できるのかなと、個人的には思っています。

まだまだ働いてもらうのが私は本来の姿だと思うのですが、今の法令ではこういう形になっています。

逆に難しいのは、派遣されている方々がどういう環境でそれを選択しているという、そういう根本をきちんと直していかない限り、この問題は基本的には解決しない。単純にこの部分だけ取り上げてそれをだめだという話にはならないのかなという気が、私はしています。

そういう意味で私は、これは継続というか、廃案だらうと思います。

○佐々木玲子委員長 ほかに意見ございますか。

では、今回の要請につきましては、採択という声と、継続というか廃案ということになりますけれども、これに賛同できないという声も出ておりますので、意見の一致を見ませんでしたので、この要請に関しましては、先ほども申し上げましたけれども、今回の定例会で結審に至らない案件につきましては審査未了するということになりますので、審査未了、廃案すべきものと決定とさせていただきます。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木玲子委員長 では、次に要請がもう1件ございます。

新規でございます。カジノ合法化に反対する意見書の提出要請についてを議題といたします。

皆さんから御意見を受けたいと思いますが。

○小澤陽平副委員長 法律でカジノを認めようということでございます。

ここには懸念事項が羅列されておりますが、カジノを誘致することによって経済効果などがあるということで行いたいという町もあるようですので、そういうところも尊重する意味で意見書については反対とさせていただきます。

○佐々木玲子委員長 そのほか。

○山田庫司郎委員 少しさかのぼりますと、網走市議会もカジノの議員連盟をつくって、カジノの合法化、そして逆にいうと網走に誘致もできないものなのかということも含めて取り組んできた経過があるということは、先輩の議員たちも含めて理解をしていると思います。

そして、今回こういう形でカジノの合法化、解禁になろうとしている状況が生まれているわけですが、私もその議連に加盟をして取り組んできた経過がございます。

ただ、カジノにはメリット、デメリット、もちろん新しい事業というのはそういう側面を二つ持っているのだと思いますが、小澤委員から言われたように、道内では小樽、苫小牧、釧路がぜひということで今動いているわけですが、これまた市民の皆さんの合意が取れるかどうかまた別の問題として動いているということと、合法化の関係が今進もうとしているということを考えますと、なかなか反対というのは厳しい状況もあるのかと私は思っています。

ただ、ここにも書いてあるように、合法化の法律が成立後に、その1年以内に具体的な規制策や弊害への対策が今度きちんと整理されるような形になっていまして、言葉が悪いかもしれませんが、まずカジノの合法化が先に走るのはいかがなものかと、こんな側面を心配もしています。

ここにあるようにいろいろな弊害が予想されるという部分と、カジノについては外国資本が基本的に多いのかなという部分もあるわけですが、私としては、合法化をするならば規制と弊害の対策をセットできちんとすべきではないかと、このような

思いでいるわけでありまして、網走市議会の議員連盟でもきちんとした詳しい議論は、まだ具体的なことはしていませんけれども、カジノの合法化と網走に誘致はできないものかということをやってきた側面もあるということもありますが、私はやはり規制と弊害をきちんとセットにして合法化ということが必要なと、このような思いでいるので、反対と言われると非常にいずいし、果たしてこのままでいいのかということになると、私はやはりそこはセットだという考え方を持っていますので、非常に難しい表現ですけど、反対でもないし、やるのならそこはきちんと合法化してくれと、こういう表現をさせていただきたいので、あとは全体の中で一任をしたいと思います。

○佐々木玲子委員長 わかりました。

ほかの皆さんの意見の伺った上で、結論を出したいと思います。

○工藤英治委員 この件に関しては、採択には同意いたしません。

○佐々木玲子委員長 そのほか。

○古都宣裕委員 私も不採択の方向で、考えております。

カジノ合法化ということで経済効果等々も見られる中、ラスベガスのような大きなカジノもあれば、小さい観光カジノのようなやり方もあるので、いろいろな場合が想定される中で、カジノ自体を固定概念のもと反対というののもわかるのですが、規制のあり方等々も考えた上でやっていくことに経済的に意味があると思うので、私は採択に反対いたします。

○佐々木玲子委員長 そのほかございますか。

○栗田政男委員 私はカジノ合法化については、賛成をいたします。

いろいろな問題も多々あると思いますが、ハイリスクハイリターンという物の考え方をすれば、非常に経済効果があり、当然カジノ法を改正することによって、いろいろな税収が発生します。

自治体にとって、それがいいか悪いかの議論は別にして、特に地方都市がここまで疲労して、なかなか自治体運営自体が厳しいところも含めて、いろいろな起爆剤になる可能性が私は含まれていると思います。

この中に載っているように、ここではパチンコと実際書いていますけれども、パチンコ大国になぜ日本になるのかということは、多分ギャンブルに対す

る嗜好というのは皆さん非常に強い国なのかという気がしています。

私自身はしないのですけれども、そのパチンコ自体がこれだけ盛んに行われるというのは、いい悪いは別にしても、そういう嗜好というのは日本人の資質の中に持っているのだらうなということを理解した上で、できるならばこういう方法も手法として考えられるのかなということで、この要請に関しては反対をいたします。

○佐々木玲子委員長 それでは皆さんの御意見を伺いましたが、意見が一致ではなく不採択という意見が大半で、皆さんに意見に任せるという声も一部ございましたので、この要請に関しましては不採択したいと思います。

先ほど陳情2件が採択をされておりますので、この意見書案を配付するために、暫時休憩をとりたいと思います。

午前10時56分休憩

午前10時58分再開

○佐々木玲子委員長 再開いたします。

陳情第23号の意見書案をまず皆さんに御確認いただきたいと思います。

次に、陳情第25号につきましても皆さんに御一読いただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、この意見書案をもちまして、委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をいたします。

また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づきまして、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上で、この2件につきましては決定ということにいたしたいと思います。

○佐々木玲子委員長 次に、最後の案件になりますけれども、秋季視察調査の実施についてを議題いたします。

皆さんの手元に予定表をお配りしていると思いますが、御確認をいただきたいと思います。

○古都宣裕委員 9月19日ということで、まず日程が議会開会中で議会の日に当てた理由というのがわからないのと、今回ピックアップされている3件の

選定理由というのを教えていただけませんか。

○佐々木玲子委員長 19日に決定したのは、相手方の都合もありまして、できましたら開会中でないときにとったのですが、19日という日程が相手方の都合もいいということで19日になりました。

また、開会中ということはどうしてなのかということでしたが、この調査項目についても、例えばサンゴ草につきましても、また感動朝市にしましても、この開会中に全て見る機会がなくなってしまうということもありまして、このサンゴ草につきましても、2年前でしたか、当委員会として一番厳しいサンゴ草が危機に瀕しているときに調査に行っておりまして、その後今年は大分回復してきているというような報道もありまして、ぜひ見ておくべきではないかなと。

また、感動朝市につきましても、今サン・プリンセス号という大型客船が入ってきておりました。そういうこともありまして、状況も変わってきているということで、ぜひこの機会に見ておくべきではないかなということで。

市場の荷捌所につきましても、毎年ではありますけれども、毎年刻々といろいろな状況が変わりますので、この朝の荷捌所も行くべきだということで。

また、過去にも定例会中に開催していることは何度もあります。やはり、相手先の都合等、そういうことも含めまして、十分熟慮した上で決めた結果でございます。

失礼しました。訂正いたします。定例会の前後で行ったという。

そして、以前は定例会が、決算特別委員会が入っていなかったということで時間がとりやすかったのです。

でも、今現在は決算特別委員会をこの定例会中に終わらせるということで、9月いっぱい議会に時間がとられるということで、時間的に定例会以外で設けようと考えたのですけれども、どうしても日程がとれなかったということで、正副委員長に一任いただけたということで、正副委員長で相談した結果、19日でこういうような内容でということになりました。

○工藤英治委員 私は了承させていただきます。

○古都宣裕委員 今、御説明もいただいたのですが、サンゴ草の群生地視察で見るだけではなく、それだったら関係者の方に話を聞いて、今後の展望だとか今回再生にかかわった部分、今後どこま

でいくだとかいろいろ聞いたりとかもできるのですけれども、視察だけだったら内容的にすごく薄いと思うのです。

委員長、聞いてないのですか。

○佐々木玲子委員長 失礼しました。

○古都宣裕委員 感動朝市についても、状況視察といってもサン・プリンセス号が来たからといって状況がそれほど変わっているのかというのも、現地で商売をやっているところで聞きに行くのかという部分も少し疑問か思います。

競りに関しても、競りの中身が変わるのかという部分も少し疑問で、どちらかというと、ここ数年いつもの形でいえば資料をいただいて、それで数字を見た上での質疑になってくるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○佐々木玲子委員長 まず、サンゴ草につきましては、職員からの説明を受けるように手配はされております。ただ見るだけではございません。少し説明が足りないような書き方になっているかもしれません。きちんと説明を受けるようになっております。それは御了承ください。

それから競りについては、先程も申し上げましたけれども、毎年に見に行くということ自体が意味のあるものだと私は思っております。そんなに変わらない状況でありません。ことしの相当厳しい気温の変化とかの影響で現場のいろいろな状況は大分変わってきております。そういうことも聞いておくべきだと思います。

それと感動朝市につきましても、先ほど言いましたように、サン・プリンセス号が入ってきたりとか、昨年から開催日を変えてみたりとか、いろいろな状況が変化している中で、皆さん御努力されて、網走の観光の一つのスポットとして努力されている方たちのお話を伺うことは、私は非常に重要だと思っております。

それは見解の相違があるかもしれませんが、そのように考えております。

○栗田政男委員 委員長の説明も重々理解した上で、お話しをさせていただきます。

まずサンゴ草に関しては、今週末サンゴ草祭りがございます。そこには当然ここにいられるメンバーも含めて、多分大多数の議員は状況を把握してくるのだらうと考えます。

もちろん経済建設委員会ですから、所管事項もありますし、前回の大きな問題もあって、やっと明る

い兆しが見え始めた今の時期ですから、多分皆さん毎年見られている、その状況を把握しているものだと私は認識をしております。

もう一点、この一般質問の日にこういう視察を行っていいものかだめなのかということをしつかり議論していただかないと。万が一、卯原内に行ったときにバスに故障が出たりパンクをしたり、いろいろな状況で、一般質問の時間に間に合わなかったらどうするのだということも検討されたのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○佐々木玲子委員長 もちろん、それも検討させていただきました。ですから、庁舎に戻ってくるのが9時前ということで1時間の余裕を見ております。

それと、今までの流れからいきましても、一般質問も13名中大体あと1名か2名残るにとどまる状況だろうと考えておりましたので、これは私の考えですけれども、そういう中で一般質問の方のお気持ちはあるとは思いますが、何よりもどこへ視察に行くべきなのか、そこをきちんと内容を精査した上で決めてほしいという意見がありましたので、内容的に考えるとこの日程にせざるをえなかったというところではあります。

○工藤英治委員 どの行政視察においてもですが、見なければならぬという人、見てもいいという人、見なくてもいいという人、これはどの行政視察にも個々にあります。

いろいろな意見はあるだろうと思います。この辺で、多数決で決定させていただけたらと思います。

○山田庫司郎委員 前回の委員会でも、最後は正副委員長に一任をしたと。

ただ、私の記憶では10月ごろかというような話も少しあったかなと記憶しているのですが、それはやはり9月30日まで議会開会中ということで、今栗田委員からもあったのですが、それは心配しすぎだと言われればそれまでですけれども、このようなことを言ったらあれですけども、議員については禁足とまでは言いませんが、本会議の開会中はなるべく遠くに行かないですぐ連絡できる場所にいろというところで対応している状況もあるので。

それで、今委員長が言われるように、中身の問題なのか、日程の問題なのかという考え方なのだと思います。

委員長は中身を重要視されて、日程的にはもうここしかないというお話をされているのですが、私も

本会議開会中にやれないことはないと思いますけれども、こういう付託をされた議件を持った委員会ではなくて、みずからが調査研究するということに、重なっていないけれども、議会日程が10時からということになりますけれども、何かあったときには事前会議があるかもしれない。

どういうことが起きるかわからないということを考えたときに、予備日は何かがあったときのための予備日ですから、これを今から予備日を使うということには私はならないと思います。

それで、本会議の休会の日、委員会なりほかの会議が全くないようなときには、もしかしたらやることも可能性はあるのかと少し思うのですが、そうすると16日ということになってしまうのですかね。

だから、何かあったときということで心配しすぎだということになるかもしれませんが、代表者会議なり議運を開きたい、9時半から9時からやりたいといったときに、経済建設委員がいないということには私はならないと思いますから、でき得れば委員長と副委員長で中身を精査して日程を決めてある程度相手と話もしていただいたのだと思いますけれども、ぜひその辺をみんなでまたもう一回考え直して、日程設定を含めて改めてして。

そのときに今度何が視察としてできるのかということを見ると、例えば市場は10月に入っても十分サケの関係は見られますし、例えばでん粉工場が稼働していて私たちが見たことがないので、でん粉工場を見に行くとか、いろいろなことがもしかしたら浮かぶかもしれません。

ただ、大変委員長には失礼だけれども、委員長と副委員長でこういう3点を視察しようということで整理をしていただいて、日程を決めたと思うのですが、できれば私は19日の10時から今本会議が一般質問を含めて始まろうとしている日程の中に入れるというのは、過去にも例がないからというわけではなくて、私としては少し心配な部分もあるので、もう一回精査できないかというふうに思います。

○佐々木玲子委員長 約3名の方からこの日程的には考えられないというお声でしたので、この日程は変えるということは幾らでも可能ですけれども、そうなりますとこの内容を変えないとできなくなるだろうと私は思いますので、改めて皆さんからどのような調査をしたいのか、そういう案等を上げていただくことがいいかなと私は思うのですけれども、御意見をいただきたいと思いますが。

○山田庫司郎委員 先ほど少し言いましたけれども、でん粉工場が稼働しています。

でん粉の廃液を含めて、送っている音も含めて、邪魔にならないければ、私はでん粉工場を10月に終わってなければ、10月に入ってから見たほうがいいかなと。

それと、先ほど委員長が言ったように、これは毎年私も見るべきだと思うのは、サケも含めて市場の競りを含めた状況の中で、いろいろな話を聞いてくるといことも私は大事だと思います。

私は意見として2点だけですけれども、あとはまた皆さんからあったもので調整してもらえればいい。

○佐々木玲子委員長 ほかに御意見をいただきたいと思いますが。

○栗田政男委員 山田委員のほうから言われましたけれど、でん粉工場についてはなかなか個人的には入れない場所ですから、アポ等を取っていただいて。

網走市にとっては非常に大事な設備であります。今回補正の中にもありましたけれども、補助金も今回入れるということになっていますから、非常にタイムリーなのかと思います。

それと、先ほど申しましたが、サンゴ草云々に関しては現況をしっかりと大学の先生も入ってやっているということなので、その結果報告というのはどの時期でも可能ですから、しっかりとそれを把握するという意味では、行くことについては何もやぶさかではないと思います。そういう発言でございます。

ただ、日程に関しては、私は断じてこの日程に入れるべきではないと確信を持っていますので、それはできれば変更をお願いしたいと思います。

○佐々木玲子委員長 古都委員はどうですか。

視察すべきだということは何か案はございませんか。あとは日程的とか、どうでしょうか。

○古都宣裕委員 要は最初に述べたとおりで、定例会中というのは望ましくないと思います。

○佐々木玲子委員長 それでは、今改めて皆さんのお声を聞きましたところ、9月19日の日程は避けていただきたいと、これはふさわしくない、定例会中は行すべきでないというお声ですので、このような行程案をつくらせていただきましたけれども、19日の日程は変更することにしたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

日程的に改めて、定例会が終わってとなります、10月に入ってからになりますので、後ほど皆さんからの日程のいい日を伺っておくほうがいいかと思います。その辺のところも事務局に言っていただいて、この日は都合が悪い日とか言っていただきながら。

あとは、今皆さんから視察先として出ましたのはでん粉工場、最初から予定でありました市場の競りの関係、それからサンゴ草については、あす、あさってがサンゴ草祭りで、皆さんここに見に行くことができるであろうということで、サンゴ草を実際見なくても実際現場に行って、これまでの農大の先生たちに、これまでの経過だとか、そういうことを聞くことも十分必要ではないかというお話でしたので、今の段階ですとこの3カ所が選定になるかと思えますけれども、あとはどうでしょうか。

○山田庫司郎委員 ただ、相手がありますから、それもできない場合もあると思いますので。

今委員長がまとめていただいて、正副委員長で御努力いただいた19日の日程を変更していただいて本当に申しわけない部分もありますけれども、私は先ほど言ったようなことで御理解いただいたのだろーと思います。

それで、3点のお話をまとめていただいたのですが、相手があることですから、これも難しいとなれば、日程と相手の関係の都合が出てくるので、今出たのは3つぐらい出ていますけども、またこれも大変正副委員長には申しわけないですけど、任せると言ったらまたあれだという、そういうことではなくて、ぜひその辺は臨機応変に正副委員長で対応していただきたいと思います。

○佐々木玲子委員長 あとの細かい日程等内容につきましても正副委員長に一任ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのような形でまた決まり次第皆様にお諮りしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○佐々木玲子委員長 理事者側から、そのほか何か案件をお持ちでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

委員のほうから、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは以上で経済建設委員会を終了いたします。

午前11時19分閉会
